

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

利根川自転車道線	路線名
深谷市中瀬字向島一四九〇番二地先から 同市中瀬字向島一五七一番地先まで	供用開始の区間
令和三年十一月十二日	供用開始の期日
令和三年十一月十二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三九〇・〇〇メートル	備考